平成２３年（フ）第３０８号
大阪府柏原市古町２丁目９番40―413号
破産者　小畑　好男
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０８号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1809番地の58
破産者　理容富士こと美容アンジェラこと　杉田かよ子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―1112号
破産者　山本　　律
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５号
徳島市南佐古五番町１番18号
破産者　新居崎雄二
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
徳島県板野郡北島町太郎八須字五反地14番地20、旧住所徳島県徳島市川内町沖島612番地の１
破産者　井川　清文
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第４８０号
香川県綾歌郡綾川町滝宮1549番地３、開始決定時住所香川県綾歌郡綾川町滝宮1369番地プレミセス滝宮108号
破産者　中尾　義弘
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６６号
福岡県北九州市門司区大久保１丁目９番15号
破産者　葛城シズ子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０４号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―107号、開始決定時の住所北九州市小倉北区赤坂１丁目７番７号
破産者　甲木　　勝
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３４号
佐賀県佐賀市多布施１丁目４番12号
破産者　山口とし子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
岩手県北上市町分３地割149番地７
破産者　石川　哲也
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８２号
宮城県石巻市桃生町中津山字中津山182番地１、住民票上の住所宮城県登米市迫町新田字大形６番地33
破産者　及川　昭一
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４号
宮城県石巻市桃生町新田字東町34番地、旧住所宮城県桃生郡桃生町新田字東町34番地
破産者　佐藤　　清
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
新潟市中央区姥ヶ山３丁目12番９号、前住所新潟市北区つくし野１丁目18番32号
破産者　青柳　吉美
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７９号
新潟市西蒲区槇島540番地３
破産者　寺沢　正幸
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４１号
愛知県豊田市東梅坪町９―５―４　中根ビル301号室、開始決定時の住所愛知県一宮市花池３丁目５番２―603号　サンマンションアトレ一宮
破産者　眞野　繁正
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８５号
名古屋市西区大野木４丁目556番地の４
破産者　加藤　親司
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５３１号
京都市伏見区向島津田町171番地　ドルミ高矢302号
破産者　未来ちろりん薬局こと　中井　一博
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係